

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行個）諮問第162号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行個）答申第215号）

事件名：本人の雇止めに関して特定年度に特定事業場に対して啓発指導を行った調査記録の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人の雇い止めの件で、雇用環境・均等室が特定年度に特定事業場に対して啓発指導を行った調査記録」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年4月25日付け静岡個開（決）第29-365号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

昨年特定月に「2018年3月末」で契約解除を言い渡されました。これは2018年4月1日からの「無期雇用転換」のがれではないでしょうか。生活と仕事を奪った今回の雇い止めの理由とそれに対する貴局の啓発指導を知りたいです。会社の権利利益よりも労働者を優先して公開されるべきです。

（2）意見書（添付資料は省略）

貴審査会より特定年日付「理由証明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）」を受け取りました。書面によりますと、私が平成30年3月30日付で処分庁に対して行った、行政機関の保有する個人情報に係る開示請求拒否を示した静岡労働局の原処分について、諮問庁（厚生労働大臣）は、妥当とし、私の審査請求を棄却するとの結論に至ったとのことでした。

私は、この結論、およびこの結論に至る理由について承服できません。

以下、私の意見を述べさせていただきます。

諮問庁は、「静岡労働局の不開示判断は妥当である」と結論付けた理由について

第1に、「本件対象保有個人情報の開示を求めているところであり、その存否を明らかにすると、・・・民事的な、労使間の自発的の解決を妨げることになる。」と非開示理由を述べています。しかし、私は、まったく逆の考えです。私は、労使紛争の解決促進のためには、十分な情報が必要だと考えます。本件においても同様です。なかでも、公の労働行政機関である静岡労働局が特定事業場におこなった啓発指導情報は、きわめて重要です。解決促進のためにも情報開示に応じてください。

第2に、「啓発指導が行われた事実の有無が公にされると・・・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、」と非開示理由を述べています。なぜ、啓発指導が行われた事実の有無が公にされると、正当な利益を害するおそれになるのでしょうか。本件に照らせば、啓発指導されたことが、特定事業場が「無期転換のがれ」を行ったということを表すわけではありません。あくまで疑いがあるということだけです。労働局は、働く者の利益を保護する行政機関であると理解しております。労働局や諮問庁が働くものの利益よりも、ここまで企業の利益に配慮される理由がわかりません。

第3に、「啓発指導実施の有無などを公にすることにより、今後、該当する事業場に対して、啓発指導を実施する際に・・・事業場からの協力を得られないおそれがある。」と非開示理由を述べています。啓発指導は、労働局の職権で行われるものと理解しております。その啓発指導に協力しない企業があれば、そのことをも啓発指導すべきではないでしょうか？協力拒否のおそれがあるから、啓発指導が行われたか否かすら答えない労働局の姿勢が理解できません。

特定年月日、特定新聞が「無期転換のがれ」を報じました。そのなかで、特定事業場という企業名は伏せただけで「無期転換のがれの疑いがある事例として本件があげられました（別途添付資料（省略））。諮問庁は、「当該事案が『大企業に係る事案、地域で大きく報道された事案など、社会的に注目されるようなもの』である場合には、啓発指導書を作成し、本省に随時報告することになっている」と述べています。

特定事業場という大企業の事案であること、企業名こそ伏せられているとはいえ「無期転換のがれ」問題が大きく報道されていることをみれば、私は、啓発指導書は作成され、本省に随時報告されていると確信しています。重ねて情報開示を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成30年3月30日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「本人の雇止めの件で雇用環境均等室が特定年度に特定事業場に対して啓発指導を行った調査記録」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成30年6月29日付け（同年7月3日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、不開示理由について、法14条3号イ及び7号柱書に変更した上で、法17条の規定に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、存在するとすれば、「開示請求人の雇止めの件で、雇用環境・均等室が特定年度に特定事業場に対して行った啓発指導報告書」である。

(2) 啓発指導について

啓発指導は、企業等に対し、任意で法の趣旨や過去の裁判例を説明する一種の周知啓発活動であるが、同一の利用者との間で締結された有期労働契約が、更新等により通算5年を超えた場合に、有期契約労働者が申込みをすることで、期間の定めのない契約（無期労働契約）に転換する、いわゆる無期転換ルール（労働契約法（平成19年法律第128号）18条1項）を意図的に避ける目的で行われたと疑われる雇止め等の事案を把握した場合には、特定の企業に対して実施している。

啓発指導を実施した場合において、当該事案が「大企業に係る事案、地域で大きく報道された事案など、社会的に注目されるようなもの」である場合には、啓発指導報告書を作成し、本省に随時報告することになっている。啓発指導報告書は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）が事業者に対し、啓発指導を行った際の事業所の説明の概要、啓発指導の概要等を記載したものである。報告書中には通常、対象事業者名、啓発指導を行った日時、場所、事業所側の対応者、労働局側の対応者、審査請求人の氏名の記載がある。

(3) 不開示情報該当性について

審査請求人は、特定事業場を名指しして、当該事業場に対して実施された啓発指導報告書に係る本件対象保有個人情報の開示を求めているところであり、その存否を明らかにすると、雇用環境・均等室が特

定事業場に対して実施した労働契約法に係る啓発指導を実施したという事実の有無が明らかになり、本来、民事的に労使間で解決するよう定められている労使紛争について、民事的な、労使間の自発的な解決を妨げることになる。

仮に、雇用環境・均等室による啓発指導が行われた事実の有無が公にされると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、結果として法14条3号イの不開示情報を開示することになる。

また、労働契約法に基づく啓発指導は、事業場等の任意の協力に基づき実施するものであり、啓発指導実施の有無等を公にすることにより、今後、該当する事業場等に対して、啓発指導を実施する際に、電話対応や面会等について、拒否されるなど、事業場からの協力を得られないおそれがある。そのため、今後の雇用環境・均等室の適正な事務の遂行に支障が生じるとともに、当該事案等に係る労使紛争について、民事的な円満な解決につなげることができなくなるおそれがあり、結果として、法14条7号柱書に係る不開示情報を開示することとなる。

以上のことから、本件対象保有個人情報については、法17条の規定により、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否した原処分庁の判断は妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「これは、2018年4月1日からの「無期限雇用転換」のがれではないでしょうか。生活と仕事を奪った今回の雇い止めの理由とそれに対する貴局の啓発指導を知りたいです。」旨主張している。

しかしながら、上記(3)で述べたとおり、本件審査請求については、法17条の規定に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであることから、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上の理由から、不開示理由について、一部変更した上で、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月5日 審査請求人から意見書を收受

④ 平成31年3月7日 審議

⑤ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めるが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

(1) 諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 各都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）は、同一の使用者との間で締結された有期労働契約が、更新等により通算5年を超えた場合に、労働契約法18条1項の規定に基づき有期契約労働者が申込みをすることで、無期労働契約に転換する、いわゆる無期転換ルールを意図的に避ける目的で行われたと疑われる雇止め等の事案を把握した場合に、当該企業等に対し、任意の協力に基づき、労働契約法の趣旨や過去の裁判例を説明する周知啓発活動を行うこととしている。

イ 審査請求人は、年度を特定し、特定の事業場を名指しして、当該事業場に対して啓発指導を行った調査記録に係る本件対象保有個人情報の開示を求めているものであり、その存否を明らかにすると、雇用環境・均等室が特定事業場に対して労働契約法に係る啓発指導を実施したという事実の有無が明らかになり、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イの不開示情報を開示することになる。

ウ また、労働契約法に係る啓発指導は、事業場等の任意の協力に基づき実施するものであり、啓発指導実施の有無等を公にすることにより、今後、該当する事業場等に対して、啓発指導を実施する際に、事業場からの協力が得られなくなるおそれがある。そのため、今後の雇用環境・均等室の適正な事務の遂行に支障が生じることになり、法14条7号柱書きに係る不開示情報を開示することとなる。

エ 以上により、本件対象保有個人情報については、法17条の規定により、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否した原処分庁の判断は妥当である。

(2) 以上を踏まえ、検討する。

ア 本件対象保有個人情報、審査請求人の雇止めの件で雇用環境・均等室が特定年度に特定事業場に対して啓発指導を行った調査記録に記載された保有個人情報であるところ、その存否を答えることは、雇用環境・均等室が特定事業場に対して労働契約法に係る啓発指導を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。

イ そこで、当審査会において、諮問庁から、啓発指導の実施に関して厚生労働省から都道府県労働局に対して発出している通知の提示を受けて確認したところ、労働局等への相談や各種報道等から大量離職に係る情報を把握した場合には、雇止めの有無等の状況等を情報収集し、収集した情報等から、大量整理解雇等が行われているおそれがある場合には、速やかに関係者に対し、パンフレットを活用する等により、労働契約法や裁判例等の情報を提供し、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を行う旨記載されていることが認められ、雇用環境・均等室による啓発指導は、解雇等についての労使間の紛争を事前に回避するための予防的な対応として実施されるものであることが認められることから、本件存否情報は、必ずしも法令違反の有無を示すものではない。

ウ 諮問庁は、本件存否情報が公にされた場合には、法14条3号イ及び7号柱書きの不開示情報を開示することとなると説明するが、そもそも、労働契約法に係る紛争は、本来民事的に労使間で解決されるものであり、雇用環境・均等室による啓発指導には何ら法的拘束力がない上、上記イのとおり、雇用環境・均等室による啓発指導は、あくまで、解雇等についての労使間の紛争を事前に回避するための予防的な対応として実施されるものである。こうしたことを踏まえれば、雇用環境・均等室による啓発指導が行われたという事実のみでは、直ちに、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との関係で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、また、雇用環境・均等室が行う啓発指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、本件存否情報は、法14条3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当するとは認められず、存否応答拒否した原処分は妥当ではないので、改めて本件対象保有個人情報の存否を明らかにして、開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号イに該当するとして、その存否

を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について，諮問庁が，当該情報は同条3号イ及び7号柱書きに該当するとして，開示請求を拒否すべきとしていることについては，当該情報は同条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず，本件対象保有個人情報の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから，取り消すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子